

## 【住民説明会での説明概要】

### (橋下市長)

- ・此花区民の皆さん、本当に今日はお忙しい中、このようにお集まり頂きまして、ありがとうございます。
- ・今回の被災地の廃棄物の受け入れについては、全国的に様々な議論のあるところでもあり、また住民の皆さんが非常に不安をお持ちになることも当然のことだと思う。
- ・本日は、きちんと説明させて頂いて、出来る限り皆様のご質問にお答えするような場にさせて頂きたい。
- ・災害がれきということで、何か非常に危険な物だというように思ってしまうこと、この点だけは少し間違えが無いように、誤解が無いように、お願いしたい。
- ・岩手県は、福島原発から相当距離の離れた被災地であり、この岩手のがれきも、福島のがれきも同じように考えないで頂きたい。
- ・一番重要なことは、被災地である岩手県の一定量については、被災地だけで処理は出来ないから、復興するためにも、どうか被災地以外のところで、なんとか処理をして欲しいということが、被災地からの切なるその求め、切なる思いである。
- ・きちんと安全が確認出来て、そしてどのような形で安全対策を施して、どのような形で処分をするのか、今日きちんとご説明させて頂くので、その安全性について多少なりともご疑念があれば、それはきちんと説明をさせて頂きたい。
- ・まずは、被災地の皆さんも一生懸命、復興に向けて頑張っている。
- ・頑張っているけれども、そのがれきの処理が一向に進んでいない状況にある。
- ・現地でも処理は出来ない。そのため、現地以外、被災地以外で何とかサポートしてあげたい。
- ・まだまだ皆さん、本当にいろんなことで疑問に思うこと、判らないこと、不審に思うこと、沢山あるかと思います。
- ・今日はしっかりと皆さんと意見交換をさせて頂きたいと思います。
- ・これからの意見交換の場、どうぞよろしくお願いいたします。

### (環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長)

- ・本日は皆さんお忙しい中、お集まりいただきまして、この広域処理についてお話しをさせて頂く機会を設けて頂きまして、本当にどうもありがとうございます。
- ・岩手県における広域処理の必要性について、配布資料をもとにご説明いたします。
- ・岩手県では、震災により 530 万トンの廃棄物が発生した。これは沿岸の特に津波の被害で生じた物がほとんどである。
- ・環境省では、当初より、三つの目標を掲げてきた。
- ・第1の目標は、住民が生活しておられる近辺のがれきを、平成23年8月までに片付け、仮置場まで持って行くことであり、この目標は既に達成している。
- ・第2の目標は、それ以外の農地などにある廃棄物について、今年の3月までに全部仮置場まで持って行くことであり、これについても達成している。
- ・第3の目標、これが一番大事な目標であるが、この発生したのがれきを、発災から3年以

内に、是非処理処分したいと考えている。

- ・阪神大震災においても、莫大な廃棄物が生じたが、3年で片付けることができた。
- ・そういうことも踏まえて、是非3年でやりたいと考えている。
- ・この被災地のがれきは、被災地にあること自体が復旧復興の妨げになるし、また、夏になると、ハエや悪臭といった問題もある。
- ・これを一日も早く、処理処分したいと考えている。
- ・この処理処分の方法であるが、基本的には、もちろん出来るだけ県内で処理できるものは処理して貰おうとこういうことで取り組んでいる。
- ・それでもなお、3年以内に処分しようとする、120万トンについては是非県外でお願いしたいという要請が、岩手県から環境省に寄せられている。
- ・この120万トンの中身であるが、大阪府、大阪市におかれては、この木くず、可燃物について、一定分、是非引き受けて頂きたい。
- ・大阪が引き受けて頂くことで、この3年以内の処理への展望が開けてくると考えている。
- ・是非、宜しくご理解のほどお願いいたします。

**(環境省 近畿地方環境事務所 廃棄物対策課 馬場課長)**

- ・被災地の廃棄物の処理の流れであるが、まず、現地から運んできたあと焼却する。
- ・焼却工場ではバグフィルターという排ガス処理設備が設置されている。
- ・このバグフィルターは、0.1マイクロメートルの物もこし取るくらい、細かいフィルターである。
- ・焼却炉内に入ったセシウムは、ほぼ燃えたあと、このバグフィルターで捕らえられて、ほぼ100%ばいじんに移る。
- ・環境省で、個別の評価を行った結果、ゼオライト敷設工法を採用することにより、北港処分場にセシウムが入った焼却灰を埋めたとしても、243年後に定量下限値以下、0.172ベクレル/Lのセシウムがわずかに浸出するということである。
- ・これはもう事実上封じ込めをしていると考えている。
- ・これらのことから、焼却においても、最終処分においても、きちんと封じ込めをしながら安全に処理を進めていくということですので、よろしく願いいたします。

**(大阪府 環境農林水産部循環型社会推進室 資源循環課 磯田課長)**

- ・大阪府では、被災地の廃棄物を受け入れて処理をするにあたり、府民の安全を確保することが大前提であると考えている。
- ・放射線に関する専門家の方々のご意見を十分にお伺いしながら、実際に府内で広域処理を行うに際しての技術的な考え方、実施方法などを処理指針としてまとめている。
- ・現地である岩手県には、一次仮置場、二次仮置場という形で仮置場を設けている。
- ・一次仮置場では、家電製品や消火器など処理が困難なもの、これをまず取り除く。
- ・その後、二次仮置場に搬入して、廃棄物を燃えるもの、燃えないものなどに分ける選別作業を行う。
- ・また、廃棄物を破碎して、処理できる大きさにする作業を行い、さらに選別・破碎した

廃棄物をふるい分け、廃棄物に付着した土砂などを取り除く作業を行う。

- ここで、きちんと選別・破碎された廃棄物のうち、木くずを中心とした可燃物、つまり焼却炉で燃やすことの出来るものだけを密閉式のコンテナに積込み、これを海上輸送で大阪まで運ぶ。
- 港で積降ろされたコンテナは、積替施設まで陸路で運搬され、コンテナから舞洲工場まで運ぶための車両に積替えて運搬する。
- 舞洲工場では、一般のごみと混ぜて焼却し、その灰を北港処分地で埋立処分する。これが広域処理の流れである。
- 受け入れる廃棄物は主に木くずなどであり、現地の岩手県できちんと仕分けされたものが対象となる。
- 放射能に関しては、1キログラムあたり100ベクレル以下のもの、これしか受け入れない。
- この1キログラム100ベクレルという値は、一般食品中の基準という非常に厳しいものと同じとなっている。
- これを、岩手県において、大阪府の職員が常駐してきちんと確認し、これを上回るものは絶対に受入れることはない。
- この1キログラムあたり100ベクレル以下を確保するほか、大阪府域での安全性確認として、まず試験処理を行う。
- ここで実際のデータを取得、確認し、また、海上運搬は密閉式のコンテナ、陸上運搬はシートをかけて、飛散防止対策をきちんと行う。
- 運搬や積替え、焼却、埋め立てという各工程で、きめこまかく放射線量などを測定しチェックを行う。
- もし、万が一異常なデータが出たら処理を中断する。
- このように、府域での各工程において、直接作業する方々の安全は確保される。
- また、焼却工場や最終処分地の周辺にお住まいの方々に対する放射能の影響は全くないと考えている。
- 各工程での放射能関係の測定については、受け入れる廃棄物の事前確認から、府域の港湾施設でのコンテナの積降ろし、積替え、舞洲工場での焼却、北港の埋立処分という全ての工程で、それぞれ大阪府と大阪市がきちんと測定を行って安全性を確認する。
- なお、この測定データや処理の状況については、全て速やかに公表する。
- 現地では、まず人力や重機によって粗選別を行う。さらに機械による破碎・選別を行い、再度人力による選別などを行っている。
- これらの工程を経て、配布資料の写真にあるように、木くずのチップのようなものになり、これが受入の対象となるものである。
- 岩手県の一次仮置場、つまり選別・破碎を行う前については、平成23年7月のデータによると、宮古市、山田町、大槌町、この3箇所の可燃物の放射性セシウム濃度はそれぞれ、1キログラムあたり、69、46、80ベクレルとなっており、この時点で1キログラムあたり100ベクレルを下回っている。
- 岩手県内では、二次仮置場で十分選別、破碎し、ふるいをかける。
- 我々が受け入れようとする状態の放射性セシウム濃度は、一次仮置場のものと比べると

土砂分がほとんどはらい落されるので、放射性セシウム濃度は宮古市の場合ND、つまり検出されていない。

- また山田町、大槌町においても、1キログラムあたり10数ベクレルという非常に低い値となっており、1キログラムあたり100ベクレルを大きく下回るものとなっている。
- 今後、岩手県から廃棄物を受け入れるにあたっては、廃棄物の状態や放射性セシウム濃度が1キログラムあたり100ベクレル以下であること、さらには各工程で何度も何度もしっかりと確認し、データはすぐに公表しながら進めていきますので、どうぞご安心をいただきたいと考えております。